

□手稲曙西地区地区計画の変更について



1 都市計画変更の内容

- (1) 名称 : 手稲曙西地区地区計画
- (2) 位置 : 札幌市手稲区曙 11 条 2 丁目及び 12 条 2 丁目の各一部、明日風 5 丁目及び 6 丁目
- (3) 変更内容 : 用途地域等の見直しにより、地区計画区域内の 33m 高度地区の指定区域が 18m 高度地区に変更されることに伴い、当該地である「沿道 A 地区」、「沿道 B 地区」及び「沿道 C 地区」の地区整備計画から「建築物の高さの最高限度」の制限を除外する。

2 経緯

- ・組合施行の土地区画整理事業に伴い、居住環境を維持・保全するため、平成 18 年 8 月 7 日に地区計画を決定した。
- ・用途地域等の見直しにより、地区計画区域内の 33m 高度地区の指定区域が 18m 高度地区に変更される。

3 理由

用途地域等の見直しに伴い、高度地区指定の趣旨を踏まえた土地利用の誘導を図るため、地区計画を変更するものである。

[参考] 用途地域等変更内容

